

農業委員会だより

“News from agricultural committee”

第51号

令和5年9月発行

編集・発行

帯広市農業委員会
だより編集委員会

TEL0155-65-4224

FAX0155-23-0160



小麦収穫後の麦稈ロールが並ぶ風景（泉町）

目次

農地転用について……………	P 2
農地所有適格法人報告書の提出について…………	P 2
農業委員会の活動報告……………	P 3
帯広市農業者年金協議会の活動報告……………	P 4
相続登記と届け出について……………	P 4
農業者年金について……………	P 5
帯広市農業者結婚推進協議会の活動報告…………	P 6
編集後記……………	P 6

吉田利彦会長が 北海道農業会議副会長に就任

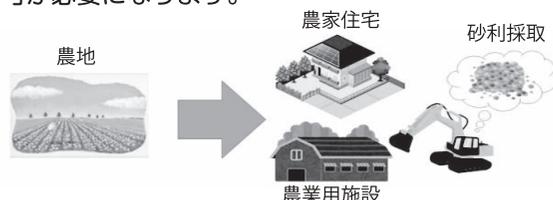


吉田利彦会長

令和5年7月20日に開催された北海道農業会議臨時理事会において、帯広市農業委員会の吉田利彦会長が北海道農業会議の代表理事副会長に選任され就任しました。

農地を農地以外に利用する(農地転用)場合は 事前に農地法等の許可が必要です!

○農地を農地以外に利用する「農地転用」とは？
農地に「農家住宅」や倉庫・格納庫・牛舎等の「農業用施設」を建設する、農地から「砂利を採取」するなど、農地を農地以外の用途に使うことを「農地転用」と呼び、実施前に農業委員会の許可が必要になります。



○農地を転用できない場合もある？
農地法では「農家住宅」「牛舎・格納庫等の農業用施設」以外に転用することはできません。特に太陽光発電設備の設置のための農地転用は許可されませんので、計画されている方は、農業委員会で農地か非農地かの確認をしてください。

○申請から許可までの期間は？
農地転用の許可は、農業委員会総会での審議や、申請内容によっては北海道農業会議への意見聴取が必要な場合があります。
また、転用予定地が農振法の農用地区域に含まれている場合は、用途変更や除外などの手続きが必要となります。
これらの手続き等には6か月以上の期間がかかる場合もありますので、お早めにご相談ください。

【問合せ先】 農業委員会 TEL 0155-65-4224

○どんな手続きが必要？
農地転用には、農地法（農業委員会）と農振法（農政部農村振興課）の2つの法律が関わっており、それぞれに手続きをして許可を受ける必要があります。

○許可を受けずに転用したまたは許可どおりに転用しないとどうなる？
無断で農地転用したり、事業計画どおりに転用していないことが判明した場合は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等を命令される場合があります。（農地法第51条）
また、次の罰則の適用があります。

個人の場合、3年以下の懲役又は
300万円以下の罰金(農地法第64条)
法人の場合、1億円以下の罰金(農地法第67条)

○農業者年金や納税猶予に影響があるかも？
農業者年金受給者や相続税・贈与税等の納税猶予を受けている方は、農地転用により手続きが必要になることがあります。
場合によっては、年金支給が停止したり、猶予されている税が確定して支払いが生じたりすることがありますので、農業委員会へご相談ください。



農地所有適格法人の報告書の提出について

農地所有適格法人は、毎年「農地所有適格法人報告書」を提出することが法律（農地法第6条）で義務付けられています。お忘れのないよう提出をお願いします。

農地所有適格法人



・農地所有適格法人報告書
・定款、社員名簿の写し
(新規設立又は内容に変更がある場合)

【提出先】 農業委員会



各法人の事業年度終了後3か月以内に農業委員会までご提出ください

注意

報告をしなかった場合や虚偽の報告をした場合は、30万円以下の過料が科せられる場合がありますのでご注意ください。（農地法第68条）



令和4年度帯広市農業青年夏季交流会から
ご成婚者が誕生いたしました!!

農業者結婚推進協議会では年に4回、農業青年交流会を行っています。この度ご成婚者が誕生いたしましたので、お話を伺いました。

馬淵 孝さん・麻央さんご夫妻は、令和4年7月9日に北海道ホテルで行われた農業青年夏季交流会で出会いました。

第一印象について、孝さんは「明るくて話し上手」、麻央さんは「(孝さんが)緊張しているのかあまり話せなかった」と感じていたようですが、何度かお食事に行くうちに気を張らずにいられるお互いの人柄に惹かれ、昨年の勝毎花火大会の日、交際をスタートさせました。

その日から約一年、晴れて成婚に至りました。お二人が出会った北海道ホテルで挙式されるとのこと。

これからは笑顔溢れるあたたかい家庭を築かれることを心よりお祈り申し上げます。



農地パトロールを実施しています

農業委員会では、5月から11月までの期間に、計12回に分けて、市内全体の農地パトロールを行い、地域での農地利用の確認や遊休農地の実態把握、違反転用の発生防止・早期発見に努めています。



遊休農地を放置すると課税が強化されます

農地の所有者が自ら耕作を行わず、農業者への貸付もせずに、遊休農地となった農業振興地域内の土地は、固定資産税の課税が強化される場合があります。

農地をお持ちの方は、適切な管理や、地域の担い手へ貸付する検討をお願いします。

〈一般農地の場合〉

固定資産税評価額＝
一般農地の価格×0.55 (限界収益率)

遊休農地を放置した場合は、
0.55を乗じない。
(結果的に1.8倍になる)

(有)堀内測量事務所

代表取締役 堀内 勝

〒089-1182 帯広市川西町基線58番地4
TEL(0155)59-2707
FAX(0155)59-2447

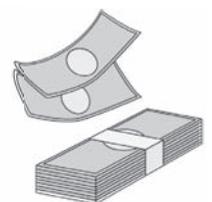
業務内容

- ・測量業務【公共測量・農地境界測量・分筆測量
基準点測量 (GPS)・地形測量・水準測量】
- ・農業委員会に申請する書類作成業務一式
- ・法務局に申請する表示登記に関する書類作成業務一式

提出されましたか？

農業者年金現況届

提出しないと、年金の支給が差し止められてしまいます。



提出していない方は、速やかに提出されますようお願いいたします。

帯広市農業者年金協議会の活動報告

農業年金受給者説明会

令和5年2月22日、帯広市大正農業者トレーニングセンターで農業者年金の受給にかかる説明会を開催しました。

講師として一般社団法人北海道農業会議の幡野春次長を迎え、実際にあった事例を交えながら、農業者年金の制度や年金の受給にあたり必要な手続きについて、説明を受けました。説明会の後には個別の相談も行われ、講師に直接相談できる機会も設けられました。



農業者年金研修会・交流会

令和5年7月11日、八千代町のポロシリ高原パークゴルフ場で研修会・交流会を開催しました。

研修会では、農業者年金の加入促進を目的として、制度の基礎的な内容について説明を受け、交流会では、パークゴルフで汗を流した後、昼食として焼肉を参加者全員で楽しみました。



農地を相続したら「登記手続き」と「届け出」を!!

① 法務局での相続登記

遺産分割や遺言などにより、農地を相続した場合には、所管する法務局において、**相続の登記（相続による所有権移転登記）**の手続きをお願いします。

詳しい手続きなどについては法務局へお問い合わせください。

② 農業委員会への届け出

相続登記後は、農業委員会への届け出も必要となりますので、忘れずをお願いします。

農業委員会に届け出の際は「遺産分割協議書または遺言書など相続内容のわかるものの写し」と法務局から発行される「登記完了証」をご提出ください。

相続による取得を知ってから3年以内に登記申請！

正当な理由なく怠ると・・・

10万円以下の過料の可能性も!!!!



司法書士
土地家屋調査士
行政書士

高橋・水城事務所

業務内容

土地・建物・会社登記・遺言
公正証書作成代行・相続手続・各種相談
農地申請
(現況証明・農地法3条、4条、5条・農地転用)

お気軽にご相談下さい

〒080-0802

帯広市東2条南13丁目19番地まるせん第二ハイム1階

TEL : 0155-67-1375 FAX : 0155-67-1376

定休日：土曜・日曜・祝日 営業時間：9時～17時

農作業中の事故に注意!!

秋の収穫時期は、農作業事故が多く発生しています。北海道では、農作業中の事故が令和3年度に2,161件発生しております。そのうち死亡事故は16件であり、農業機械によるものが多くを占めています。作業前等の安全確認をしっかりと行い、声をかけあい事故を防ぎましょう。

【年度別農作業事故と死者数の割合】

年度	農作業事故者数	うち死者数	死亡事故の割合
24	2,679	20	133.95 人につき1人死亡
25	2,411	15	160.73
26	2,241	20	112.05
27	2,181	18	121.17
28	2,207	12	183.92
29	2,166	14	154.71
30	2,166	18	120.33
1	2,297	19	120.89
2	2,113	16	132.06
3	2,161	16	135.06
計	22,622	168	134.65

女性農業者のみなさんへ



老後生活への備えは
十分かなあ…？

農業者年金は今の
あなたと老後のあなた
を応援します！



ポイント1

「終身年金」で女性の長い老後をサポート！

- 現在65歳の日本人の平均余命は、男性が約20年（85歳）、女性が約25年（90歳）です。
→女性が男性より5年程長生き
- 農業者年金は「終身年金」のため一生涯年金を受給可能
→万が一80歳前に死亡した場合には、「死亡一時金」をご遺族の方が受け取れます。



ポイント2

加入には農地の権利名義は要りません！

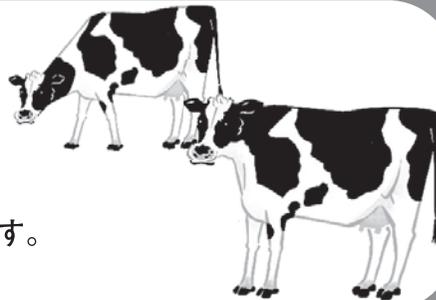


- 農業者年金は
 - ・ 20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者
(60歳以上65歳未満の国民年金任意加入者)
 - ・ 年間60日以上農業に従事
を満たせば誰でも加入できます。
- 家族経営協定を結ぶ等一定の要件を満たせば、保険料の国庫補助が受けられます。

ポイント3

税制面で大きな優遇措置！

- 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象
- 保険料の運用益が非課税
→一般の預貯金等利子には約20%の税金がかかります。
- 将来年金受給する際も公的年金等控除の対象



農業者年金に関する相談・お問い合わせは、農業委員会または最寄りの農協へ😊

帯広市農業者結婚推進協議会の活動報告

交際が成立した方へ
プレゼントが贈られました!

令和5年2月11日(土)に、北海道ホテルを会場として、農業青年交流会「おびこいinバレンタイン」が開催されました。

交流会をきっかけに交際が成立した参加者へ、北海道ホテルのご厚意で、ホテル内レストランにて使用できるランチ券が贈られました。

これからお二人の「おびひろで実ったこい」を大切に育てていって下さい。



推進委員からランチ券を手渡される参加者



「PrimeFarmersとめぐり逢えた夏2023」を開催しました!

令和5年7月1日(土)に「Bistro CALINO(ビストロカリーノ)」で開催し、35歳以上の農業男性6名と独身女性7名が参加しました。

十勝産食材を使ったシェフこだわりのコース料理を囲みながら交流を深め、参加者からは「まだ話し足りない!」と声があがるほど楽しいひとときを過ごしました。今後の進展が楽しみです!



当日の様子

十勝産食材を使用したメインの肉料理



参加者を見守る推進委員

「なつ恋～農業青年とのマリアージュ」を開催しました!

令和5年7月8日(土)に「コモドキッチン」で開催し、農業青年8名と独身女性9名が参加しました。

お料理と会話を楽しみながら、何度か席替えを行い、参加者全員が交流できたことで距離が縮まり、笑顔の絶えない交流会となりました。

この会をきっかけに、カップルが誕生し、なつ恋が実りました!



当日の様子



交流会の宣伝のためラジオ出演する推進委員



農業委員会だより
編集委員会

委員長	吉田宏	一之
副委員長	山崎博	毅
委員	梶川敏	夫佐
委員	濱野美	英
委員	工藤康	雄
委員	兒玉満	さと
委員	荒川田	子
委員	窪尾健	一

編集後記

今年は雪解けも早く、順調に農作業のスタートを切ることができました。

5月には新型コロナウイルスも5類に引き下げられ、各種イベントなどが復活し、以前のような賑わいを取り戻しつつありますが、引き続き感染予防をしながら乗り越えていきたいものです。

さらに、先の見えないロシアのウクライナ侵攻による物価高騰も心配するところであり、国際情勢が安定し、生活が落ち着きを取り戻すことを祈るばかりです。

さて、農作業の方も小麦の収穫時期は天候に恵まれ、平年より一週間ほど生育が早まり、予定より大幅に早く収穫が完了しました。

収量・品質ともに良好な結果となるよう期待しております。

秋に向けて収穫作業が本格化しますが、豊稔の年になる事を願いつつ、健康に留意して頑張ります。 (だより編集委員 梶川 毅)

全国農業新聞 全国農業新聞を購読しましょう!

お申し込みはお近くの農業委員又は農業委員会へ (発行日: 毎週金曜日、購読料: 月700円)